

○栃木県移住支援事業の概要

概要	東京23区在住の方又は東京圏から23区内へ通勤する方が、栃木県内へ移住し、マッチングサイト（WORK WORKとちぎ）に掲載中の移住支援金対象求人 ^① に就職した場合に移住支援金を支給 [金額] ・ 世帯移住100万円（子1人100万円加算）、・ 単身移住→60万円 ※移住支援金は、市町から移住者へ支給
主な要件	[対象者]（①～③すべてに該当） ①東京23区に在住していた方、または東京圏※から東京23区に通勤していた方 ②以下に掲げる事項をすべて満たして本県に移住した方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県移住支援事業実施要綱が施行された日（平成31（2019）年4月23日）以降に本県の市町に転入したこと ・ 移住支援金の申請時において、本県の市町に転入後1年以内であること ・ 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること ③以下に掲げる内容で就職を行った方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること ・ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること ・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して在職していること ・ マッチングサイトに上記2の求人が移住支援事業の対象として掲載された日以降に上記法人の求人に応募したこと ・ 就業した企業等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ・ 転勤、出向、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること [対象法人要件] <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>官公庁等でないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）</u> ・ <u>本店所在地が東京圏以外の地域にあること（本店の所在が東京圏でも、求人の対象が栃木県内市町における勤務地限定型社員の場合は可）</u>
R5実績	R5交付決定件数：144件（12月末）

※「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、条件不利地域(下表)以外の地域のこと。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 ^① の条件不利地域	
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、南房総市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村